

配信日時	2/13/2026 8:01:04 PM	送信ID	15869
配信者	相模原市		
対象サービス	障害児相談支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、旧医療型児童発達支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設		
対象地域	緑区、中央区、南区		

件名	<相模原市(児童)からのお知らせ>こども性暴力防止法に基づく手続に必要なGビズIDの事前取得について
本文	<p>対象事業者 代表者 様</p> <p>日頃から、本市の障害福祉施策の推進に格段のご理解をいただき、厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、令和6年6月に成立した、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「法」とい。)は、本年12月25日に施行されます。法が施行されると、子供に対する性暴力を防止する観点から、学校や保育所、障害児通所支援事業者等は、こどもと接する業務に従事する者について、法に基づく犯罪事実確認を行い、特定性犯罪前科の有無を確認し、特定性犯罪前科が確認された従事者については、児童対象性暴力等のおそれがあるとの判断の下、配置転換等の雇用管理上の措置が求められることとなります。</p> <p>これらの法に基づく、犯罪事実確認などの全ての事務手続は、現在こども家庭庁において開発中の「こども性暴力防止法関連システム(仮称)」(以下「システム」という。)を通じて行うこととなります。この際、法の対象事業者は、システムの利用登録に当たって、最初に「GビズID」を用いてシステムにログインすることが求められます。</p> <p>つきましては、各施設・事業所を設置・運営する法人の代表者は、下記を御参照の上、速やかに、GビズID(プライム)を取得するよう、お願いします。</p> <p>○登録期限 令和8年3月31日(火)まで</p> <p>○登録方法 GビズID(プライム)の取得申請の方法については、デジタル庁のWebサイトに掲載されている「ご利用ガイド」や「解説動画」を参照し、同サイトから申請いただくようお願いします。</p> <p>詳しくは下記に格納した「こども性暴力防止法に基づく事務手続に必要となるGビズIDの事前取得について(依頼)」をご確認ください。</p> <p>⇒ 障害福祉情報サービスかながわ ⇒ 「書式ライブラリ」 ⇒ 「4. 相模原市からのお知らせ」 ⇒ 「1. 相模原市からのお知らせ」 ⇒ 「こども性暴力防止法に基づく事務手続きに必要となるGビズIDの事前取得について」</p> <p>https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=13&id=40</p> <p>*****</p> <p>〒252-5277</p>

相模原市中央区中央 2-11-15

相模原市 福祉基盤課 障害指定・指導班

電話 042-769-1394
